

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉 輸送事業限定）の許可等について

資 料

1. 福祉輸送事業限定許可の取扱いについて ・ ・ P. 1
2. 福祉輸送サービスを行う運送事業の運賃について ・ ・ P. 2
3. 自家用自動車の有償運送許可（ぶらさがり法第78条3号）
及び運行管理者について ・ ・ P. 3
4. 別紙 ・ ・ P. 4～P. 5

平成21年3月4日（水）

青 森 運 輸 支 局

福祉輸送事業限定許可の取扱いについて

1. 対象となる旅客の範囲

- ①身体障害者法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者。
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者。
- ④上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。
- ⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける者。

2. 使用する事業用自動車及び乗務員等の要件

- (1) 福祉自動車…二種免許及び以下の要件を満たすよう努める。
 - ①ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。
 - ②福祉タクシー乗務員研修を終了していること。
 - ③介護福祉士の資格を有していること。
 - ④訪問介護員の資格を有していること。
 - ⑤サービス介助士の資格を有していること。
- (2) 福祉自動車以外のセダン型等の一般車両…二種免許及び以下のいずれかの要件を満たす必要がある。
 - ①ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。
 - ②介護福祉士の資格を有していること。
 - ③訪問介護員の資格を有していること。
 - ④居宅介護従業者の資格を有していること。

3. 運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。

4. 輸送に使用する事業用自動車には、以下による表示を行うこと。(表示方法は別紙1を参照。)

- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
- ③①及び②の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

福祉輸送サービスを行う運送事業の運賃について

1. 運賃の種類及び処理方針等

(1) ケア運賃

- ・福祉輸送サービス（(2)及び(3)を除く。）を行う場合の運賃。
- ・基本的には青森県の自動認可運賃に基づいて設定する。時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定可能。メーター装着車においては距離制による設定も可能。

(2) 介護運賃

- ・福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合の運賃。
- ・事業者の判断により多様な運賃の設定が可能。（著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎない運賃を除く。1円、10円等の備忘的な運賃設定など。）
参考：乗降介助の1割報酬の100円の設定なども可能。

(3) 民間救急運賃

福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。

2. 運賃の掲示

運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示すること。

自家用自動車の有償運送許可（ぶらさがり法第78条3号） 及び運行管理者について

1. 許可申請者

訪問介護員、居宅介護従業者、介護福祉士

2. 対象となる旅客の範囲

福祉輸送事業限定の許可条件に同じ。

3. 許可基準について

- (1) 輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われていること。
- (2) 介護運賃に該当する介護輸送であること。
- (3) 申請者は以下のいずれかによること。
 - ①二種免許を保有し、申請日前2年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
 - ②一種免許を保有し、申請日前2年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する講習を終了していること。
- (4) 使用車両は、乗車定員11人未満の自動車であること。（軽自動車含む）
- (5) 使用車両は、任意保険等に加入すること。（対人8千万以上、対物2百万以上）
- (6) 使用車両には別紙1による表示を行うこと。
- (7) 自家用自動車内には、旅客から收受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8) 申請者が法第7条のいずれにも該当しないこと。
- (9) 事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) 運送責任は契約事業者が負うこと及び自家用有償運送であることを旅客に告知すること。

4. 許可に付す条件

別紙2を参照

（詳細は <http://www.tht.mlit.go.jp/am/yuso/yu03taxi.htm>）

5. 運行管理者の選任

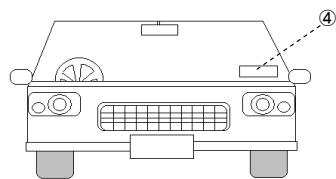
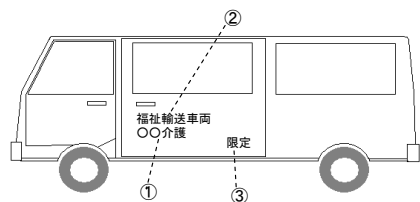
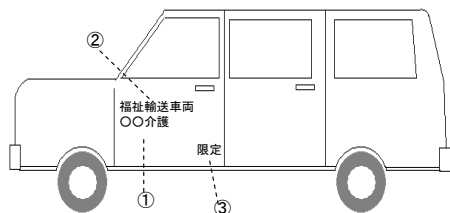
事業用自動車及び有償運送許可を受けた自家用自動車の合計5両以上

→運行管理者資格者証の交付を受けた運行管理者の選任が必要（現在猶予期間）

平成21年10月からは運行管理者の選任が必須事項。

→余裕をもった準備に努めるよう留意願います。

別紙 1



1. 福祉輸送事業限定車両（事業用車両）

①事業者の氏名、名称又は記号

②「福祉輸送車両」

③「限定」

④車内表示装置又は表示板

2. ぶらさがり78条3号使用車両（自家用車両）

①氏名、名称又は記号

②「有償運送車両」又は「78条許可車両」

注

事業者の氏名、名称又は記号、「福祉輸送車両」及び「限定」の表示は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

有 償 運 送 許 可 書

殿

平成21年2月4日付けで申請のあった自家用自動車の有償運送許可は、下記の条件を付して許可する。

記

1. 当該有償運送は、契約事業者（ ）の指示により行われるものであること。
2. 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に提示又は備え置くこと。
3. 平成18年9月25日付け国自旅第169号及び国自旅第171号に従い安全運行に努めること。
4. 上記の1～3の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。
5. 契約事業者（ ）との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。
6. 運送しようとする期間
平成21年3月4日 ～ 平成23年3月3日

平成21年3月4日

東北運輸局青森運輸支局長 伊 壺 時 雄